

船舶衛生検査について

検査の連絡

検査の依頼を受けた代理店等は、当該船舶の入港予定日、受検希望時間等を確認の上、検疫所まで連絡してください。なお、検疫衛生業務の状況等により、検査を実施できない場合がありますので予めご了承ください。

※土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）は検査を実施していません。

検疫所名	問合せ先	受付時間
大阪検疫所	TEL 06-6571-3629 FAX 06-6575-1803 (大阪検疫所)	8:30～12:00 13:00～17:00 (土日祝及び年末年始を除く。)
大阪検疫所敦賀出張所		
大阪検疫所内浦出張所		
大阪検疫所舞鶴出張所		
大阪検疫所岸和田出張所		
大阪検疫所和歌山下津出張所		

申請書類等の提出

日程調整後、以下の区分（①検査申請、②延長措置申請、③再検査申請）に応じて申請書及び添付書類等を準備し、検査の実施日の3営業日前（土日祝日及び年末年始を除く。）までに提出を完了してください。「申請書（別紙1）」及び「船舶の詳細（別紙3）」の記載方法については、「[申請書の記載例](#)」及び「[船舶の詳細の記載例](#)」をご参照ください。

※新造船及び初めて検査を受検する船舶については、別途ご案内いたします。

①船舶に対する衛生検査の申請（検査申請）

- ・申請書（別紙1）・・・[WORD フォーマット](#)、[PDF フォーマット](#)

申請書の添付書類

- ・船舶の詳細（別紙3）・・・[WORD フォーマット](#)、[PDF フォーマット](#)
- ・船舶国籍証書（写）
- ・国際トン数証書（写）
- ・既存の船舶衛生管理（免除）証明書（写）
- ・証拠報告書式（写）（添付されている場合）

- ・ 船内図（デッキプラン（客船のみ））

その他提出いただく書類

- ・ 寄港地リスト
- ・ 乗組員リスト
- ・ 乗客リスト
- ・ 船舶衛生検査事前準備書類リスト（別紙 8）・・・[PDF フォーマット](#)

②船舶衛生管理（免除）証明書の 30 日間の延長措置申請

- ・ 申請書（別紙 1）・・・[WORD フォーマット](#)、[PDF フォーマット](#)

申請書の添付書類

- ・ 船舶の詳細（別紙 3）・・・[WORD フォーマット](#)、[PDF フォーマット](#)
- ・ 船舶衛生管理（免除）証明書の延長措置申請に関する申告書（別紙 4）・・・[WORD フォーマット](#)、[PDF フォーマット](#)
- ・ （仮）検疫済証（写）又は明告書（写）
- ・ 船舶国籍証書（写）
- ・ 国際トン数証書（写）
- ・ 既存の船舶衛生管理（免除）証明書（写）
- ・ 証拠報告書式（写）（添付されている場合）
- ・ **既存の船舶衛生管理（免除）証明書（原本）**
- ・ 運航スケジュール

その他提出いただく書類

- ・ 寄港地リスト

③船舶に対する衛生検査の再検査申請（再検査申請）

- ・ 申請書（別紙 1）・・・[WORD フォーマット](#)、[PDF フォーマット](#)

申請書の添付書類

- ・ 船舶の詳細（別紙 3）・・・[WORD フォーマット](#)、[PDF フォーマット](#)
- ・ 船舶国籍証書（写）
- ・ 国際トン数証書（写）

- ・既存の船舶衛生管理（免除）証明書（写）
- ・証拠報告書式（写）（添付されている場合）
- ・管理措置を実施した旨を確認できる書類（専門業者の作業実施報告書等）

その他提出いただく書類

- ・寄港地リスト
- ・乗組員リスト
- ・乗客リスト
- ・船舶衛生検査事前準備書類リスト（別紙８）・・・[PDF フォーマット](#)

船舶で事前に準備する書類等

船内での検査を効率的に実施するため、「[船舶衛生検査事前準備書類リスト（別紙８）](#)」を参照し書類を事前に用意してください。

検査の手数料

以下の表（令和元年 10 月 1 日現在）に従い、検査当日に船舶の国際総トン数に応じた衛生検査手数料と証明書交付手数料を別々に収入印紙で納入してください。

なお、収入印紙は申請書には貼らずに提出してください。

区分	船舶の全部に対する衛生検査手数料
総トン数 500 トンまで	15,900 円
総トン数 1,000 トンまで	25,200 円
総トン数 5,000 トンまで	31,400 円
総トン数 10,000 トンまで	34,800 円
総トン数 50,000 トンまで	48,300 円
総トン数 50,000 トン超過	56,900 円（貨物船にあっては、48,300 円）
証明書の交付及び延長措置の申請	880 円

検疫港以外の検査については、上記手数料に加え、国家公務員の旅費に関する法律の規定により、旅費に相当する額の納入が必要となります。詳しくは大阪検疫所までお問い合わせください。

参考資料

[WHO Guide to ship sanitation, 3rd edition](#)